



平成 21 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 倉 元 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 聡
(J A S D A Q ・ コ ー ド 5 2 1 6)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 関 根 紀 幸
電 話 0228 32 5111

金融商品取引法に基づく監査報告書受領に関するお知らせ

当社は、会計監査人である九段監査法人より、当社平成 20 年 12 月期有価証券報告書に添付される金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく適正意見を付された監査報告書を受領いたしましたので（別紙）のとおりお知らせいたします。

なお、第 34 期事業年度にかかる有価証券報告書は、予定どおり平成 21 年 3 月 31 日に財務局に提出する予定であります。

株主および投資家の皆様には、多大なるご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以 上

(別紙) 本監査報告書は写しであり、原本は別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月30日

株式会社 倉元製作所
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員 公認会計士 浅見 仁一郎

業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 壽海 雄

業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 靖

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1)「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は子会社の事業廃止に伴う減損損失の計上等から損失を計上し5期連続の当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
- (2)重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、連結子会社 榎セルコの株式譲渡を決議し、平成21年2月25日に譲渡している。
- (3)重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、希望退職者の募集を決議し、平成21年3月27日に募集期間を終了した。
- (4)重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成21年3月27日に投資有価証券の売却を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(別紙) 本監査報告書は写しであり、原本は別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月30日

株式会社 倉元製作所
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

浅見 仁一郎



指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐藤 寿海雄



指定社員 公認会計士
業務執行社員

小林 靖



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1)「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は第4四半期の受注の落ち込み等の影響で、5期連続の営業損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
- (2)重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、連結子会社(株)セルコの株式譲渡を決議し、平成21年2月25日に譲渡している。
- (3)重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、希望退職者の募集を決議し、平成21年3月27日に募集期間を終了した。
- (4)重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成21年3月27日に投資有価証券の売却を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上